

平成二十一年一月八日提出
質問第一二二号

北方領土墓参で使用する船に対する政府の見解等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

北方領土墓参で使用する船に対する政府の見解等に関する質問主意書

一 一九六四年から始まっている北方領土の元島民による北方領土墓参につき、その制度が始まった経緯、趣旨等につき説明されたい。

二 北方領土墓参で使用する船は、現在北海道庁と内閣府により用意されており、北海道庁は自前の漁業取締船を用意し、内閣府は水産大学校に練習船を無償で提供してもらっているものと承知する。しかし二〇〇六年以降、内閣府の用意する船が無償ではなくなり、北海道庁に運航費の負担を強いていると承知するが、右の理由は何か。

三 本年一月八日付の北海道新聞記事によると、政府は北方領土墓参を「私的な行為」として、予算計上を認めていないと報道されているが、右は政府としての公式な見解か。確認を求める。

四 佐藤勉内閣府沖縄北方担当大臣は、北方領土墓参は私的な行為であり、政府として特別支援をする必要のないものであると認識しているか。

五 北方領土墓参が私的な行為であり、政府として特別支援をする必要のない行為であるか否かについて、外務省はいかなる認識を有しているか説明されたい。

六 北方領土問題は、現在我が国とロシアとの間で係争中の問題であることから、同問題が解決するまで、政府として我が国国民にロシアの管轄権に服した形で北方領土に入域することを自粛することを求めており、また過去四度に渡りその旨要請する閣議了解を行っている。この点から考えると、一般に墓参という行為自体は私的な行為であるにせよ、国家間の問題により自由な入域ができない状態にある北方領土における墓参については、当然政府として特別の配慮をすべきではないのか。北方領土墓参を私的な行為と切って捨てる政府の見解はあまりに心なく、同問題に係る様々な経緯を理解していないものと言わざるを得ない。政府として、北方領土墓参に関し、船の確保等に予算を付ける等、然るべき協力、関与をすべきであると考えるが、麻生太郎内閣総理大臣の見解を示されたい。

右質問する。